

別表2 受験資格及び試験の免除の範囲（一部）

免除資格（主なもの）	免除の範囲			
	実技	学科		
		関連学科		指導方法
		系基礎学科	専攻学科	
免許職種に関し、1級の技能検定または単一等級（「バルコニー施工」及び「電子回路接続」を除く。）の技能検定合格者	○	○	○	
免許職種に関し、2級の技能検定合格者	○			
職業訓練指導員免許を受けた者		◇		○
免許職種に関し、職業訓練指導員の実技試験合格者	○			
免許職種に関し、職業訓練指導員の学科試験合格者		○	○	○
免許職種に関し、職業訓練指導員の学科試験の一部合格者（該当する試験区分のみ）		△	△	△

（注）○印は、試験が免除される範囲。

◇印は、同一系基礎学科についてのみ試験免除とする。

△印は、合格した試験区分について試験免除とする。

受験職種に相当する技能検定職種については、別表5を参考にしてください。